

大阪市立西中学校 「学校いじめ防止対策基本方針」

1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(いじめ防止対策推進法 第2条)

【基本理念】

いじめが全ての生徒に関する問題であることに鑑み、すべての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが発生しないよう、いじめの防止等の対策を行う。

また、全ての生徒がいじめを行わず、また、他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することができないよう、いじめ防止等の対策は、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であるについて、生徒に十分に理解させる指導を徹底する。

2. 本校の基本方針

上記の考え方をもとに、本校では「いじめはどの学校、学級でも起こり得る」という認識のもと「すべての生徒に確かな学力と健康・体力を身に付けさせるとともに、豊かな人間性や創造性を育む教育活動を推進する」という組織目標の達成に向かって、「大阪市立西中学校いじめ防止基本方針」を策定し、取り組みを進めていく。

- ① 本校教職員は、基本理念にのっとり、いじめ防止、早期発見に学校全体として取り組むとともに、生徒がいじめを受けていると思われる時は迅速かつ適切に対処する。
- ② 単にいじめへの指導やいじめの防止に取り組むだけでなく、すべての教職員が、生徒一人一人が共生社会の一員として健全に成長できるよう、豊かな心の育成を目指した教育活動を推進する。
- ③ 保護者及び地域や関係諸機関と緊密な連携を図り、いじめの未然防止と早期発見に取り組む。

3. いじめの未然防止についての取り組み

<基本姿勢>

いじめは、どの生徒にも起こり得る、どの生徒も被害者にも加害者にもなり得るという事実を踏まえ、すべての生徒を対象に、いじめに向かわせないための取り

組みを全教職員で行う。

(1) 授業改善について

- ① いじめは規律のない授業中に発生することも多いため、授業を担当する教員は、チャイム着席の習慣や、正しい発言の仕方や話の聞き方の徹底など、生徒が安心して学習に取り組める授業を構築する。
- ② 学力に自信の持てない生徒は、授業に集中できないだけでなく、授業を乱すケースもある。また、そのような生徒に対するひやかしやからかいも、いじめを発生させる土壌にもなりかねない。これらを防止するためにも、すべての生徒が授業に参加でき、活躍できるような授業づくりを工夫する。
- ③ 「学び続ける教員サポート事業」を活用し、研究授業を計画的に実施するとともに、教員同士が互いに授業を公開、参観することなどを通して、授業力の向上を図る。

(2) 自己有用感を高めるために

- ① 授業をはじめとして、各学校行事や部活動など、すべての教育活動を通して、仲間づくりを行い、その仲間同士で認め合い支え合う関係づくりを推進し、すべての生徒が達成感を得られるよう取り組みを進める。
- ② すべての生徒が、自分は認められている、誰かの役に立っている、誰かに必要とされているという思いを持つことで自分に自信を深めさせ、そのことによって、他者を安易に傷つけない、他者を尊重する態度を身に付けさせる。

(3) いじめを許さない・見逃さない雰囲気の醸成

- ① 本校の「道徳・人権教育年間計画」に基づき、豊かな心の醸成に努める。
- ② いじめは決して許されないことであり、はやし立てたり周囲で傍観している行為もいじめに加担していることに他ならない。学級活動や生徒会活動を通して、いじめに関する課題に向き合い、いじめを許さず、阻止する強い意識と自浄作用が働く集団づくりに取り組む。
- ③ 決まりやルールを守ることの大切さを理解させ、規範を順守し、道徳観・倫理観の備わった生徒の育成を図る。

4. いじめの早期発見についての取り組み

<基本姿勢>

いじめは大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりを持ち、いじめを隠したり、軽視したりすることなく、積極的に認知することに努める。

- ① 生徒の交友関係や人間関係の把握に努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようにするとともに、教職員間で積極的な情報交換や情報の共有に努める。

- ② 普段から生徒の行動に目を配り、信頼関係を構築し、生徒がいじめを訴えやすい環境を整える。また、定期的なアンケート調査や教育相談を実施し、実態把握に取り組む。その際には、生徒のプライバシーに十分配慮する。
- ③ スクールカウンセラーの活用について保護者も含めて周知を図るとともに、他の「いじめ相談窓口」についても周知を図る。

5. いじめの早期発見の取り組み

<基本姿勢>

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮のもと、毅然とした態度で加害生徒を指導する。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

- ① 生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に聞き取りを行うとともに、学年、生活指導部で組織的に対応する。
- ② 発見した教職員や通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、関係教職員と連携を取り、情報を共有する。指導にあたっては、当該生徒の双方や周囲の生徒から個々に事情を聞き取り、いじめの事実確認を行う。指導方針の共通理解のもと、生徒・保護者に対応し、事案に応じて大阪市教育委員会や関係諸機関と連携を図る。
- ③ いじめられた生徒には、その生徒にも責任があるという考え方をとるのではなく、「あなたは悪くない」ということを明確に伝え、不安や恐怖心を取り除くようとする。また、いじめた生徒に対しては、いじめが人格を傷つけ、生命や身体・財産を脅かし、暴力行為や誹謗中傷など犯罪行為となる場合もあることを十分に理解させるとともに、いじめられる側の気持ちを認識させる。それぞれの保護者には、事実関係とともに今後の指導方針を伝え、その後も適宜経過報告を行う。
- ④ ネット上の不適切な書き込みなど、ネット上のいじめについては、学校として問題の箇所を確認し、印刷・保存するとともに、いじめ対策委員会において対応を協議し、関係生徒からの聞き取り等の調査、被害にあった生徒のケア等必要な措置を講ずる。書き込みへの対応については、西警察署等、関係諸機関と連携して適切に対応する。

6. いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 学校内の組織

① 名称

「いじめ・不登校 対策委員会」

② 構成員

校長・教頭・生徒指導主事・生活指導部長・教務主任・各学年主任

※必要に応じて、当該担任・部活動顧問等の参加を求める。

③ 役割

- ア. いじめ防止基本方針の策定及び年間計画の企画と実施
- イ. いじめの未然防止といじめへの対応方針の決定
- ウ. 教職員の資質向上のための校内研修の実施
- エ. いじめの疑いに関する情報や、生徒の問題行動に関わる情報の収集、記録、共有。
- オ. いじめの疑いに係る情報があった場合には緊急会議を開催し、迅速な情報の共有、関係生徒からの事情聴取、指導および支援の方針の決定、保護者との連携を行う。

④ 年間計画

- ア. 生徒向けアンケート調査 年3回(7月・12月・3月)
- イ. 懇談(教育相談)による生徒・保護者からの聞き取り調査
年2回(7月・12月)
- ウ. 生活指導研修会 (4月)
- エ. 情報交換 (月1回)

(2) 保護者や地域・関係機関との連携

- ① 学校のホームページ等を積極的に活用し、いじめ防止に向けて啓発を行う。
- ② 学校協議会にいじめ防止の理念や校内での取り組み等を提案し、方針を決定するとともに、協力体制の構築を行う。
- ③ 保護者との教育相談や家庭訪問などを通じて、家庭との緊密な連携や協力を図る。

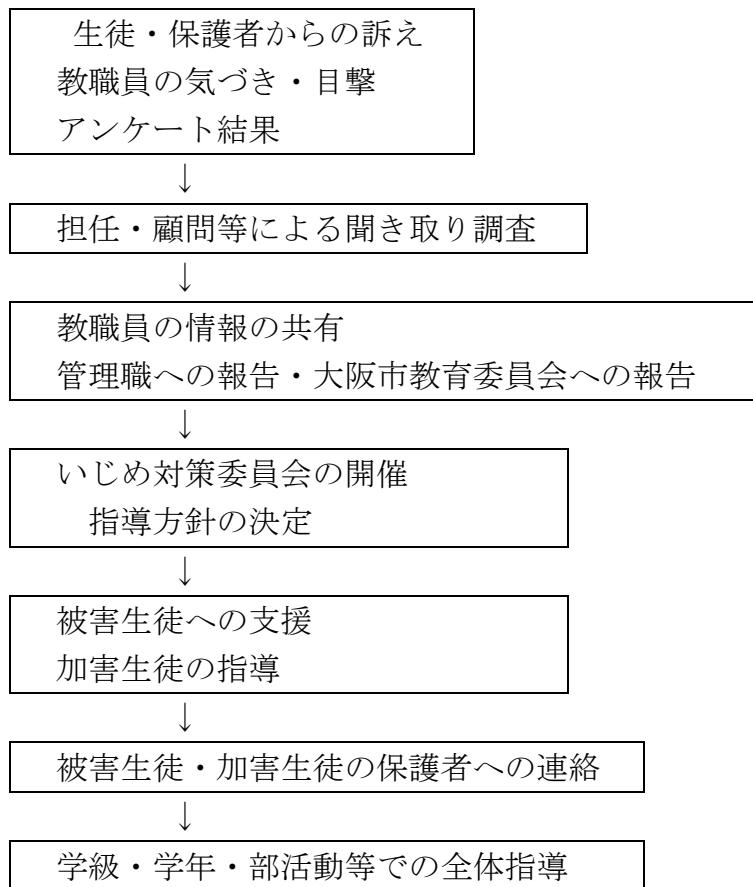
(3) 取り組み内容の検証、

- ① 定期的に「いじめ対策委員会」を開催し、アンケートの結果等をふまえ、未然防止の推進、再発防止に向けて改善を図る。
- ② 「運営に関する計画」にいじめ防止対策の進捗状況をまとめ、P D C A サイクルを活用しつつ、自己評価を行う。

7. 重大事案への対処

- ① 生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いが生じた場合は、速やかに大阪市教育委員会に報告し、連携して事実関係の調査及び対応を行う。
- ② 上記調査の進捗状況や結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、必要な情報を適切に提供するなど、誠意ある対応を行う。

③ いじめ発見の際のフローチャート



平成 26 年 4 月 策定
令和 2 年 4 月 改定
令和 6 年 4 月 改定